

コンプライアンス規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 この法人に所属する理事、監事、及び全ての職員（ボランティアスタッフ等を含む）（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（コンプライアンス担当理事）

第3条 代表理事は、この法人のコンプライアンスにかかわる責任者として、理事の中からコンプライアンス担当理事を任命する。

2 コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

4 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

（1）コンプライアンス施策の実施の最終責任者

（2）コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

（コンプライアンス施策の遂行）

第4条 この法人は、以下の事項を遂行する。コンプライアンス担当理事は、その事務を総括し、円滑な運営を支える。

（1）コンプライアンス施策の検討及び実施

（2）コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

（3）コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

（4）コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

（5）第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分再発防止策の公表

（6）その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

2 この法人は、前項の事項を遂行するため、必要に応じて、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長や外部有識者等により構成されるコンプライアンス委員会を設置することができる。

(コンプライアンスの統括)

第5条 事務局長は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討し、実施する。

2 事務局長は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第6条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに事務局長に報告する。

2 事務局長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。

3 役職員は、本条第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、事務局長を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、本条第1項の報告をすることができる。

4 事務局長にコンプライアンス上の問題があると認められた場合は、本条第1項及び第2項にかかわらず、役職員はコンプライアンス担当理事に直接、本条第1項の報告をことができ、またコンプライアンス担当理事は、事実関係の調査、対応方針の検討及び実施を自らの責任において行う。

(コンプライアンスのための教育)

第7条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2026年10月1日より施行する。